

改正品確法に基づく多様な入札契約方式の活用について

環境森林部
農政水産部
県土整備部

1 趣旨

公共工事の品質確保を図るためには、工事の前段階に当たる調査・設計等においても、工事と同様の品質確保策を講じることが重要であるという認識のもと、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）」が令和元年6月に改正され、当該業務に係る技術の維持向上や、担い手の中長期的な育成・確保の必要性が位置付けられた。

これに伴い、「発注関係事務の運用に関する指針」が令和2年1月に改正され、調査・設計等の発注に当たっては、業務の内容や地域の特性・実情に応じ、「総合評価」や「価格競争」などの適切な入札契約方式を選択するよう努めることが新たに盛り込まれたところである。

このため、本県においても品確法改正の趣旨を踏まえ、地産地消拡大の観点を加味しながら、県内企業の技術力向上、技術者の育成・確保、災害対応力の強化を図ることを目的に、多様な入札契約方式の活用に取り組むものである。

2 取組内容

(1) 対象業務

- ・ 土木関係建設コンサルタント業務
- ・ 地質調査業務
- ・ 建築設計業務
- ・ その他業務

(2) 各入札契約方式適用の基本的な考え方

① 随意契約方式（プロポーザル方式）

広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務等において、価格によらず、技術的に最適な者を特定して行う必要がある場合に適用する。

② 条件付一般競争入札方式

○ 総合評価落札方式

高度又は専門的な技術力が求められる業務や県内企業への技術移転を促す業務等に適用する。

☆ 設計JV制度の活用

県内企業の技術力向上が期待できる業務、県内と県外企業が共同することで、成果物の品質向上が期待できる業務で活用する。

○ 価格競争方式

一定の資格や実績等を付すことにより、品質を確保できる業務等に適用する。

③ 指名競争入札方式

災害対応に関する業務、地域の特性や実情を考慮すべき業務、県内企業で業務実績を持つ企業が少数であるため、県内企業を育成する必要がある業務等に適用する。

3 今後の展開

入札状況や成果品の品質等を分析しながら、必要な見直しに努めていく。